

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## 価格交渉促進月間

中小企業庁は、最低賃金の改定を含む労務費や原材料費の上昇等が下請価格に適切に反映されることを促すため、9月を「価格交渉促進月間」に設定し、取組を実施。

## 今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

9/ 6(月) 赤口
7(火) 友引 白露、旧暦8月1日
8(水) 先負
9(木) 仏滅 重陽、救急の日
10(金) 大安 二百二十日、源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
11(土) 赤口 米同時テロから20年
12(日) 先勝 大相撲秋場所初日

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
8/30(月)	27,789 △148	109.80 △0.30
31(火)	28,089 △300	109.81 ▼0.01
9/ 1(水)	28,451 △362	110.39 ▼0.58
2(木)	28,544 △93	110.00 △0.39
3(金)	29,128 △584	110.03 ▼0.03

## 承継円滑化法の「所在不明株主に関する特例」

経営承継円滑化法の改正により、所在不明株主からの株式買取り等に要する期間を短縮する特例が創設されました（本年8月2日施行）。

## ◆経営承継円滑化法における支援措置

経営承継円滑化法は、中小企業の事業承継円滑化に向けた総合的支援策の基礎となる法律で、以下の3つの措置が設けられており、改正により「所在不明株主に関する会社法の特例」が新設されました。

◎事業承継税制……後継者が先代経営者等から非上場株式等（法人）や、事業用資産（個人）を贈与又は相続等で取得する場合、同法の認定を受けることで贈与税・相続税の納税が猶予及び免除されます。

◎遺留分に関する民法の特例……先代経営者の推定相続人全員の合意の上で、後継者に贈与等された自社株式・事業用資産について、①遺留分を算定する財産から除外、又は②遺留分を算定する財産に算入する価額を合意時の時価に固定することができます。

◎金融支援……事業承継に必要な資金について、公庫の融資と信用保証の特例が利用できます。

## ◆「所在不明株主に関する会社法特例」の新設

会社法上、株式会社は、所在不明株主に行う通知等が5年以上継続して到達しない等の場合、その株式の買取り等の手続きが可能ですが、経営承継円滑化法の認定を受ける等を前提に、「5年」の期間を「1年」に短縮する特例が同法の措置に加わりました。

なお、認定を受けるには、①経営困難要件（代表者が年齢、健康状態その他の事情で、事業活動の継続に支障が生じていること）、②円滑承継困難要件（所在不明株主により後継者に承継させることが困難であること）をいずれも満たす必要があります。

■この記事の詳細は、情報BOX201533

## 労災保険の特別加入制度の対象拡大

労災保険は、労働者の業務又は通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方でも業務の実情や災害の発生状況などから保護することが適当であると認められる一定の方が任意で加入できる「特別加入制度」があります。

本年9月から、フリーランスとして働く方を保護するために特別加入制度の対象範囲が拡大され、①自転車を使用して貨物運送事業を行う方、②情報処理に係る作業を行うITフリーランスの方が新たに対象に加わります。

なお、本年4月からは、芸能従事者やアニメーション制作従事者、柔道整復師等も特別加入制度の対象となっています。

## ハローワークインターネットサービスの拡充

今月21日からハローワークインターネットサービスの機能が拡充されます。

これにより、求人者マイページを通じて、オンラインで職業紹介を受ける「オンラインハローワーク紹介」が利用できます。

また、掲載した求人者に求職者がハローワークを介さずに直接応募する「オンライン自主応募」を受け付けることができます（求人者マイページから変更が必要）。なお、自主応募はハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金の対象外です。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 経営承継円滑化法における「所在不明株主に関する会社法特例」

## ◆経営承継円滑化法の概要

経営承継円滑化法は、「事業承継税制」「遺留分に関する民法の特例」「事業承継時の金融支援措置」の基本的枠組みを盛り込んだ事業承継円滑化に向けた総合的支援策の基礎となる法律です。

令和3年8月2日に施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」に含まれる経営承継円滑化法の改正により、「所在不明株主に関する会社法の特例」が新設されました。

## ◎事業承継税制

後継者が非上場会社の株式等（法人の場合）・事業用資産（個人事業者の場合）を先代経営者等から贈与又は相続等により取得した場合において、経営承継円滑化法における都道府県知事認定を受けたときは、贈与税・相続税の納税が猶予及び免除されます。

## ◎遺留分に関する民法の特例

経営を承継する際、後継者を含めた先代経営者の推定相続人全員の合意及び所要の手続を経ることを前提に、先代経営者から後継者に贈与等された自社株式・事業用資産の価額について、遺留分を算定するための財産の価額から除外（除外合意）、又は遺留分を算定するための財産の価額に算入する価額を合意時の時価に固定（固定合意）することができます（組み合わせも可能）。

## ◎事業承継時の金融支援措置

事業承継の際に必要な資金について、都道府県知事の認定を受けることを前提に、代表者個人が日本公庫又は沖縄融公庫の融資制度が利用できる、中小企業者（会社又は個人事業主）が金融機関から資金を借り入れる場合、原則として信用保証協会の通常の保証枠とは別枠化します。

## ◆新設された「所在不明株主に関する会社法の特例」の概要

株主名簿に記載はあるものの連絡が取れなくなり、所在が不明となっている株主を「所在不明株主」といいます。会社法上、株式会社は、所在不明株主に対して行う通知等が5年以上継続して到達せず、当該株主が継続して5年間剰余金の配当を受領しない場合、その保有株式の競売又は売却（自社による買取りを含む）の手続が可能です。この「5年」という期間が手続利用のハードルになっているという点を踏まえ、都道府県知事の認定を受けることと一定の手続保障を前提に、「5年」を「1年」に短縮する特例が創設されました。

## ◎認定を受けるための要件

会社法特例を利用するためには、株式会社のうち上場会社等以外の中小企業者が以下の経営困難要件、円滑承継困難要件の両方を満たし、都道府県知事の認定を受ける必要があります。

①経営困難要件：申請者の代表者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であるため、会社の事業活動の継続に支障が生じている場合であること。

例えば、\*代表者の「年齢」が満60歳を超えている場合、\*代表者の「健康状態」が日常業務に支障を生じさせている場合、\*代表者以外の役員や幹部従業員の病気や事故等や、外部環境の急激な変化により業績が悪化し、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難となった場合など。

②円滑承継困難要件：一部株主の所在が不明であることにより、その経営を当該代表者以外の者（株式会社事業後継者）に円滑に承継させることが困難であること。

例えば、認定申請日時点において株式会社事業後継者が定まっているケースでは、以下のいずれかの基準を満たす場合に、この要件を満たし得るものと考えられます。

## (A) 総株主等議決権数の1/10等を目安とする基準

株式譲渡による事業承継が合意されているときには、株式会社事業後継者が要求している議決権数を満たす必要があるため、所在不明株主の保有株式に係る議決権数が、総株主等議決権数から株式会社事業後継者が要求している議決権数を控除した数を超えるケースにおいて会社法特例を利用することで当該議決権数を満たせる場合は、要件を満たし得ることになります。ただし、総株主の議決権の9/10以上を有する特別支配株主の株式等売渡請求によるスクイーズ・アウト※が可能なお場合には、これによる株式集約を検討し得ることから、所在不明株主の保有株式に係る議決権割合が1/10を超えるときに限ります。

※他の少数株主の株式を承諾なく強制的に金銭等を対価として取得し、少数株主を排除すること。

## (B) 総株主等議決権数の1/3を目安とする基準

事業譲渡や会社分割、新株発行等といった原則として株主総会特別決議に基づく手法による事業承継が合意されているときには、株主等議決権数の2/3を確保する必要があるため、所在不明株主の保有株式に係る議決権割合が1/3を超えるケースにおいて会社法特例を利用することで当該議決権割合を満たせる場合には、要件を満たし得ることになります。